

借入(リース)物品仕様書

1 品名及び数量

品名	型番	定価	数量	価格(定価x数量)
デュアルSIM対応携帯型IP無線機 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	IP502H		50台	
充電器 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	BC-202IP2		50個	
乾電池ケース <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	BP-273A		50個	
タイピンマイクロホン <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	HM-153LS		50本	
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
合 計				

※ 設置・調整業務を 含む(別紙のとおり)。 含まない。

2 物品納入期限(物件の引渡) 令和2年9月1日

3 賃貸借期間(本年度分) 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

4 総賃貸借期間 期 間 5年間
及び最終日 最終日 令和7年8月31日

5 物品保管場所 所在地 横浜市港北区大豆戸町26-1
名 称 港北区役所
電 話 045-540-2206

6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、毎月後払いとする。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。
- (6) 本契約に係る保守については、賃借人において別途契約する。

7 発注局課

所在地 横浜市港北区大豆戸町26-1 電話 045-540-2206

FAX 045-540-2209

港北区総務課

ふりがな
担当者 福元 成美